

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）
に掲げる手術件数

令和6年1月から令和6年12月までの期間に当院で実施された施設基準に係る手術件数

手術項目	手術の件数
1. 区分1に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	8
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	67
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
2. 区分2に分類される手術	
ア 靱帯断裂形成手術等	7
イ 水頭症手術等	1
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	14
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	4
3. 区分3に分類される手術	
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0
4. 区分4に分類される手術	
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	301
5. その他の区分に分類される手術	
ア 人工関節置換術	53
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	37
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術	25
急性心筋梗塞に対するもの	1
不安定狭心症に対するもの	1
その他のもの	23
経皮的冠動脈粥種切除術	0
経皮的冠動脈ステント留置術	132
急性心筋梗塞に対するもの	14
不安定狭心症に対するもの	25
その他のもの	93

ハイリスク分娩管理加算に関する揭示事項

1年間の分娩件数	243
配置医師数(産婦人科医師)	4
配置助産師数	19

緊急整復固定加算及び緊急挿入加算に関する揭示事項

大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した件数	8
---------------------------	---